

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

～ 教育理念 主体性、積極性、創造性を育む人づくり ～

平成27年（2015年）11月

青森県鯉ヶ沢町

はじめに

平成18年の教育基本法改正に伴い、「教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構すべき施策その他必要な事項」を定めることが国や地方公共団体に求められました。

一方、鱒ヶ沢町（以下「町」という。）では、平成24年3月に、まちづくりや行財政運営等の指針となる第5次鱒ヶ沢町総合計画」を策定しました。その中で、当町が目指すべきまちづくりの理念や基本目標、将来像を掲げ、その実現のための考え方や推進方策を「施策大綱」として示した基本構想では、教育文化の向上を視野に、教育施策全般を網羅した施策大綱として「全ての住民の思いが尊重されるまちづくり」が示されています。当該施策大綱は教育行政推進の基本となるものであり、具体的には教育分野における基本計画の方向性を標榜するものです。

その後、平成25年には、国の第2期教育振興基本計画が策定され、平成26年には教育再生実行会議から第5次提言「今後の学制等の在り方について」が出されました。

このような中、地方教育行政の組織と運営に関する法律の一部改正に伴い、平成27年4月から「総合教育会議」の設置が義務づけられました。その中では町の将来的な教育振興の在り方について町教育委員会と真剣かつ綿密に協議・調整を行ったうえで、当町における「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（以下「大綱」という。）の策定や、重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行うことにより、両者が当町における教育行政の方向性を共有し、一致団結してその執行に当たることが求められています。

本年度、新たに設置することとなった総合教育会議において、教育委員会委員の皆様と共に再三にわたり協議・調整を重ねた結果、このほど我が町の大綱を策定することにいたしました。大綱は、総合計画における基本目標である『人が紡ぎ 結び 集う ふるさとあじがさわ』を築くことはもとより、「まちづくり同様、教育は人づくり」という視点に立ち、「主体性、積極性、創造性を育む人づくり」を我が町の教育の基本理念として掲げ、学校、家庭、地域、行政の各主体が、強固な連携の下、より良い地域社会の形成を目指す人材育成の指針として策定しました。

今後も時代の変化に対応した教育施策を展開していくために、取組の充実に努めてまいります。

平成 27 年 11 月

鱒ヶ沢町長 東 條 昭 彦

目 次

1	これからの鱒ヶ沢町が目指す教育の姿	1~4
	(1) 鱒ヶ沢町の教育が目指すべき人間像	1
	(2) 鱒ヶ沢町の教育の基本的方向	2
	(3) 大綱の期間	4
2	鱒ヶ沢町の教育における重点目標	5~16
	基本的方向1 地域一丸となって取り組む教育	5
	基本的方向2 「生きる力」の育成	7
	基本的方向3 信頼される教育の環境	11
	基本的方向4 「学び」が生かせるまちづくり	13

1 これからの鱒ヶ沢町が目指す教育の姿

(1) 鱒ヶ沢町の教育が目指すべき人間像

当町は、教育の基本理念として*「**主体性、積極性、創造性を育む人づくり**」を掲げます。「教育は人づくり」という視点に立ち、今後、教育において培うべき力を見据えた上で、目指すべき具体的な人間像を掲げ、当町教育が取り組むべき基本的方向を提示します。

※教育の基本理念「**主体性、積極性、創造性を育む人づくり**」について

当町の教育の基本理念については、平成23年度策定の第5次鱒ヶ沢町総合計画基本構想において、理想とする町の将来像のひとつとして掲げられている「**主体性、積極性、創造性を育む人づくりのまち**」に依拠しています。これは、「**地域づくりは人づくり**」の信念の下、地域一丸となり次代を担う子どもたちの健全育成、情操教育の充実と併せて、地域・郷土に愛着と誇りを持つ環境づくりに努めるほか、混迷する社会情勢や難局を見極め、当町における生活基盤、産業経済、地域社会、医療福祉、文化芸術等各分野が抱える課題に対し、自主的かつ積極的に取り組み、創造性をもって解決策を見出し、地域において牽引役となり、存分にリーダーシップを発揮できる人づくりのまち（地域）を目指すというものであり、このうち人づくり（人材育成）の考え方を踏襲し、当町の教育の基本理念として定めるものです。

鱒ヶ沢町の教育の基本理念

主体性、積極性、創造性を育む人づくり

目指すべき人間像

○ 自ら生きる力を育み生涯にわたり夢や目標に向かって努力する人（主体性）

生きる力（確かな学力（知）・豊かな心（徳）・健やかな体（体））をバランスよく身に付け、生涯にわたって、夢や目標を持って学び続ける人

○ 未来を切りひらく強い意志と責任を持ち積極的に行動する人（積極性）

社会を構成する一員として、ルールやマナーを守り、公共の精神に基づいて、よりよい社会づくりに向けて、自ら考え行動する人

○ 互いに支え合い命を大切に作る心あたたかい人（創造性）

思いやりや寛容の心を持ち、さまざまな人々とともに生きる態度を身に付け、命と人権を大切に作る人

(2) 鱒ヶ沢町の教育の基本的方向

当町の教育が目指すべき人間像を踏まえ、当町の教育の基本的方向として、以下の4項目を設定します。これらの基本的方向は、当町が目指すべき人間像と、実際に展開される教育に関する施策や事業とを結びつけるものです。また、今後の当町の教育において、総合的かつ計画的に取り組むべき重点目標の方向性も併せて示します。

鱒ヶ沢町の教育の基本的方向

1 地域一丸となって取り組む教育

学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちの学びや育ちを支えます。

2 「生きる力」の育成

「生きる力」を育み、いきいきと輝く子どもを育てます。

3 信頼される教育の環境

子どもたちの安全・安心を確保し、だれからも信頼される教育の環境をつくります。

4 「学び」が生かせるまちづくり

一人一人が尊重され、学んだことをだれもが地域で生かせるまちづくりを進めます。

基本的方向1 地域一丸となって取り組む教育

学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちの学びや育ちを支えます。

社会の大きな変化の中で、学校や家庭、地域の在り方やその機能も変化してきました。近年、家庭や地域の教育力の低下などが指摘される一方で、モチベーションに溢れ、教育問題に関心のある高齢者層の知識と経験を積極的に活用すべきとの議論が活発化しています。

このように、地域の人々が様々な形で学校を支援することや、学校が学習の拠点として地域に貢献することが、相互の信頼を強化し、今後の新しい関係を構築する上で大きな意義を持っています。その相互連携の積み重ねによって、学校を変え、地域を変えるものと考えます。

一方、教育の原点は家庭にあり、子どもの豊かな情操や基本的な生活習慣、家族を大切にする気持ちや他人に対する思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心を養う基盤づくりの責任が家庭にあります。家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭における教育を充実させる上で、子育てに関わる関係機関や地域、保育所(園)・認定こども園(官・民)等、それぞれの特性を生かした支援体制を構築します。

基本的方向2 「生きる力」の育成

「生きる力」を育み、いきいきと輝く子どもを育てます。

幼児期から義務教育終了段階までの教育は、一人一人が生きる基盤を形成するものであり、改正教育基本法では、「学校教育について、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならないこと」が規定されました。同時に、「教育を受ける者が、学校生活で必要な規律を重んじ、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視しなければならないこと」も規定されました。これらの規定とともに、学校段階ごとの発達課題を踏まえた質の高い教育を保障し、一人一人の学ぶ意欲や学力を向上させ、豊かな心と健やかな体を育成し、変化の激しい時代を、いきいきと主体的に生きていくための基盤を養う必要があります。

子どもたちの教育については、就学前の子どもたちの教育や、小学校・中学校段階での義務教育、特別な支援を必要とする子どもの可能性を最大限に伸ばす特別支援教育を通じて、子どもたち一人一人の「生きる力」を育むことで、いきいきと輝く子どもを育てます。

一方、不登校の子どもをはじめ、さまざまな支援が必要な子どもについては、きめ細かな原因調査はもとより、いじめや少年非行などの問題行動への更なる対応の強化に努めます。

基本的方向3 信頼される教育の環境

子どもたちの安全・安心を確保し、だれからも信頼される教育の環境をつくります。

未来に向かって成長する子どもたちが、安全で安心な空間で学び、さまざまな体験をし、生活できるようにすることは、必要不可欠な前提条件です。

学校施設の耐震化をはじめ、安全・安心な教育施設の整備を進めることや、子どもたちの安全・安心な環境確保のため、関係機関との連携を図り、地域ボランティア等、外部の人々の協力を得ることとともに、だれからも信頼される質の高い教育環境の充実を図ります。

また、教育行政を所掌する町教育委員会については、教育基本法の趣旨に則り、自らの責任を十分に果たし、民意に応えつつ、その機能充実に向けた取組を推進します。

基本的方向4 「学び」が生かせるまちづくり

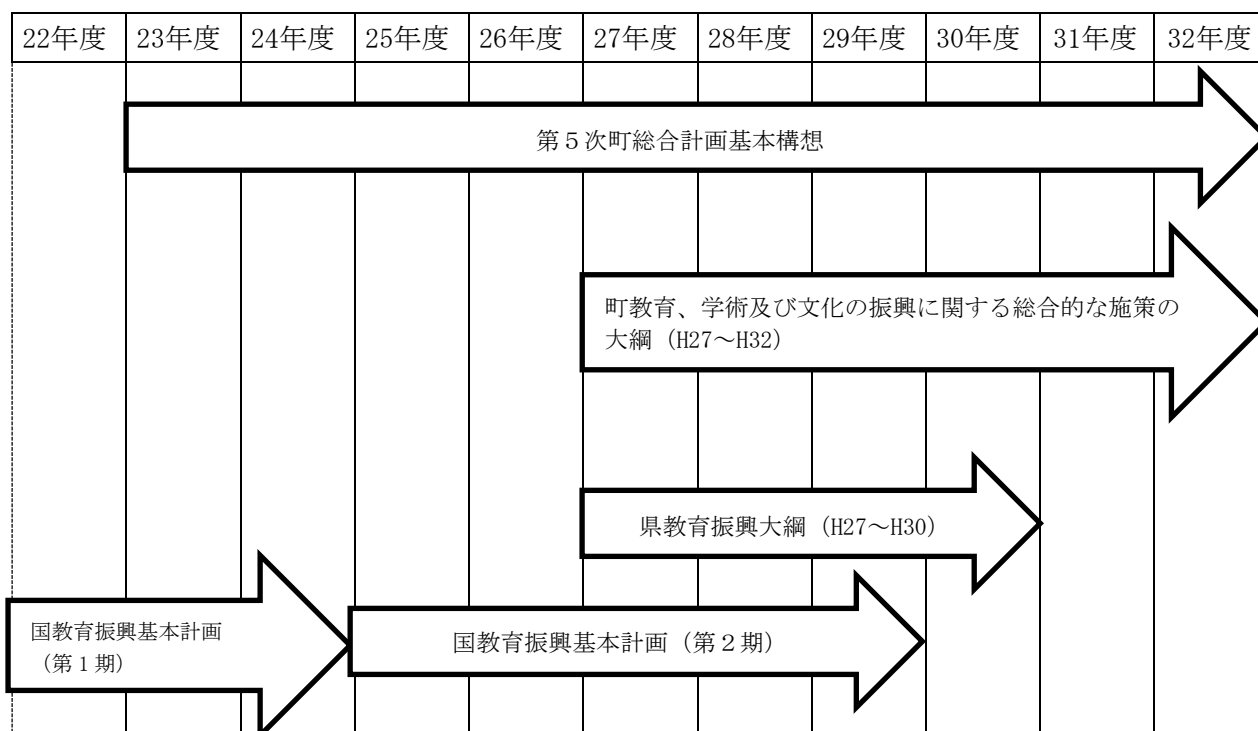
一人一人が尊重され、学んだことをだれもが地域で生かせるまちづくりを進めます。

「学び」を生かせるまちづくりのため、町内各地区公民館などの社会教育施設と学校教育との連携を推進するとともに、学校や社会教育施設での地域住民によるボランティア活動を積極的に支援し、その拡大に努めます。

併せて、社会の急激な変化の中で、一人一人が個人として自立し、常にその能力を磨き、健康で充実した人生を実現するため、だれもが生涯にわたって学び、愉しみ、その成果を生かして社会貢献や新たな挑戦のできる仕組みづくりを地域社会全体で進めます。

(3) 大綱の期間

当該大綱の対象期間は、平成23年度に策定された第5次鱒ヶ沢町総合計画基本構想との整合性を勘案し、平成27年度（2015年度）から平成32年度（2020年度）の6年間とします。



2 鯉ヶ沢町の教育における重点目標

当町の教育の基本的方向として設定した4項目については、以下に示す10の重点目標を掲げ、総合的かつ計画的な推進に努めます。

基本的方向1 地域一丸となって取り組む教育

① 学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる

学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚して、相互に連携・協力することで、子どもたちの学びや育ちを支えるための社会全体の教育力の向上を目指します。

【具体的な方針】

■ 地域一丸となって学校を支援する活動の推進

学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支え、子どもたちを健やかに育むことを目指して、積極的な学校支援に努めます。併せて、学校と地域住民や各種団体をつなぐコーディネーター養成の取組も推進します。

■ 家庭・地域と一体になった学校の活性化

学校、家庭、地域の横の連携を図るとともに、保育所（園）・認定こども園の就学前教育から小学校・中学校の義務教育修了までの縦の連携を図ります。

■ 有害環境から子どもたちを守るための取組の推進

インターネットや携帯電話、出版物等のメディア上の有害情報が深刻な問題となっていることから、社会の有害環境から子どもたちを守り、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、メディアへの過度な依存による弊害について、積極的に啓発していくことで、学校、家庭、地域における情報モラル教育を推進します。

■ 地域ぐるみで子どもたちを見守る教育の推進

青少年の居場所づくりや健全な育成を目指し、青少年活動の支援を実施します。また、地域社会の中で、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりや社会全体のモラルの向上を図るため、町内会やPTA、青少年団体・グループ等の活動を支援し、地域ぐるみで青少年を見守り育てる体制の整備に努めます。

② 家庭の教育力の向上を図る

教育の原点である家庭教育の自主性を尊重しつつ、すべての保護者が自信を持ち、安心して子育てをすることができるよう、社会全体で家庭の教育力の向上を支援します。

【具体的な方針】

■ 家庭や地域の教育力の向上に向けた取組の推進

それぞれの家庭が置かれている状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育ての不安や疑問を解消するため、子育てに関する相談機能や、子育て中の家庭に対する学習機会や情報提供の充実を図ります。また、子育て経験者や民生委員・児童委員等が連携し、子育て中の保護者を支援することで、家庭や地域における教育力の向上に努めます。

■ 親として成長する学びの推進

少子化・核家族化の進行や地域との関係の希薄化が進む中、親子のふれあいや仲間づくりができる交流の場と機会を提供し、育児負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを進めます。また、子どもが家庭において、発達・成長段階に応じたふさわしい教育やしつけが受けられるとともに、保護者も子育てを通して、親として成長していけるよう「親育ち」を支援します。

■ 要支援家庭への支援体制の強化

子どもを取り巻く家庭環境や子育ての悩みなどに応じる相談体制を充実します。また、虐待を未然に防止するため、虐待防止に関する知識の普及や、地域住民の役割について、意識啓発を図るとともに、虐待を早期発見し、子どもの迅速かつ適切な保護を行うため、各関係機関との連携を深め、支援体制を強化します。

基本的方向2 「生きる力」の育成

① 幼児期における就学前教育を推進する

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育を、保育所（園）や認定こども園との連携を強化しつつ、その質的向上を図るなど、就学前教育を推進します。

【具体的な方針】

■ 望ましい就学前教育施設のあり方の検討

家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、就学前の乳児や幼児を育てる市民の多様な希望や需要に応え、就学前の子どもたちに対して、基本的な生活習慣や自制心、社会性等を育む、質の高い就学前教育を提供するために、法人保育所（園）、認定こども園（民間）との連携を進めます。また、公立にあっては、就学前教育を一体的かつ総合的に実施するため、職員資質の向上（幼稚園教諭及び保育士）はもとより、保護者の視点に立った、より質の高い就学前教育が提供できるよう機能拡充に努めます。

② 「確かな学力」を培う

鱒ヶ沢町の未来を担うすべての子どもたちに「生きる力」を育むため、①基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成、③主体的に学習に取り組む学習意欲の向上など、「確かな学力」を培います。

【具体的な方針】

■ 学習指導要領の趣旨に沿った取組の推進

「確かな学力」を培うため、学習活動、コミュニケーションや感性・情緒の基盤である言語に関する能力の育成、理数教育の重視、小学校段階における外国語活動を含めた外国語教育の充実、十分な授業時数の確保などを目指す小・中学校の学習指導要領の実施を奨励するとともに、教科用指導書等の購入支援など、学習指導要領に定められた内容を実施するための支援を行います。

■ 学力向上に向けた取組の充実

基礎的な知識・技能の定着、思考力・判断力・表現力等の育成、言語に関する能力の育成、理数教育や外国語教育の充実など、学力向上に向けた取組の支援を行います。また、保育所（園）・認定こども園における就学前教育と小学校・中学校における学校教育の連携を推進します。

■ 子どもの学力習得状況を把握した指導改善の取組の推進

全国学力・学習状況調査等の結果から、子どもたちの学力習得状況を把握、分析・検証し、各学校の改善に向けた取組への支援を行います。

■ 読書活動の推進

豊かな感性や情緒を育み、確かな言語力を育成するために、朝読書をはじめとする読書活動を推進します。あわせて、「町子ども読書活動推進計画」に基づき、地域や家庭における読書活動の取組をはじめ、県立図書館や日本海拠点館図書コーナーとの連携を深めるなど、学校図書館の機能の充実に努めます。

③ 「豊かな心」を育てる

人権教育を基盤として、将来、社会の責任ある一員として生きる自覚を促し、自らを律しつつ、だれとでも協調でき、生命の大切さを知り、相手を思いやる心や感動する心を持つ人間性豊かな子どもを育成します。

【具体的な方針】

■ 道徳教育、人権教育、環境教育の推進

子どもたちの豊かな情操や規範意識、公共の精神などを育むための道徳教育、人権課題の解決に向け人権意識や自尊感情、思いやりの心などを子どもたちの発達段階に応じて育む人権教育、環境に対する責任と役割を理解し、身近な問題から地球規模の問題にまで幅広く関心を持つように生活や省エネルギー活動などの体験的活動を通じて行う環境教育等については、指導方法・指導体制等に関する研究を奨励し、積極的にこれを支援します。

■ 伝統・文化等に関する教育の推進

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うため、我が国や鱒ヶ沢町の伝統・文化を学び、それを継承・発展させるための教育を推進します。そのため、子どもたちが、優れた伝統・文化等に触れ、文化芸術活動へ参加する機会、地域の民俗芸能、祭等の伝統文化に関する活動を体験する機会の創出を支援します。さらに、異なる文化的背景を持つ人々との相互理解を深め、国際社会において主体的に行動できる人材を育成するため、国際理解に寄与する取組を推進します。

■ 体験活動の充実

子どもたちに、生命や自然を大切にする心や思いやりの心、社会性、規範意識などを育てるため、児童生徒の発達段階に応じて環境体験や自然学校等のさまざまな体験活動を行います。また、家庭や地域との連携を図り、学校支援ボランティアの養成支援、外部講師の招聘、生活科、総合的な学習の時間等における体験活動の支援充実を図ります。

■ キャリア教育の推進

小学校段階から、日常的な係活動、当番活動、委員会活動の取組や、「ものづくり体験」を取り入れるなど、将来を担う若者たちに、勤労観や職業観を育むとともに、自立できる能力をつけさせることを目的とする「キャリア教育」を推進します。また、中学校2年生で実施する実践的な職場体験活動を通じたキャリア教育を支援します。

■ 福祉教育の推進

高齢者や障がいのある方等との交流活動やボランティア体験活動等を通じた具体的な福祉教育の取組の中で、子どもたちが現実を受け止めながら人間として成長していく活動を支援します。

④ 「健やかな体」を養う

子どもたち一人一人が、運動や体を動かすことの楽しさを味わい、自分に応じた方法で体力づくりや健康づくりを進め、生涯にわたって健康で安全な生活を送ることができる能力と態度を養います。

【具体的な方針】

■ 学校における体育及び運動部活動の推進

運動する子どもと、しない子どもの二極化の傾向や、子どもの体力低下が深刻な問題となっていることから、小・中学校の体育・保健体育の授業において、生涯にわたって積極的に運動に親しむ習慣や意欲、運動能力の育成を奨励します。また、運動部活動の充実を図るため、外部指導者の積極的な活用を支援し、生徒の部活動に対する多様な要望に応えるため、学校の実態等に則した支援に努めます。

■ 全国体力・運動能力等調査結果の分析を活用した体力・運動能力の向上

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を分析・検証し、これを体育・健康に関する指導の改善に活用することで、長期的に低下傾向にある子どもの体力・運動能力の向上を目指します。

■ 食育の推進

早寝・早起き・バランスの取れた朝ごはん等、子どもたちに望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるため、学校・家庭・地域の連携による食育を推進します。

■ 健康教育の推進

子どもたちのさまざまな心身の健康課題に対応し、子どもたちが、生涯を通じて「生命の大切さ」を感じ、健康で安全な生活を送るための基礎づくりを進めます。具体的取組としては、中学生を対象とした「親子プロジェクト事業」（血液検査、骨密度検査、体組成検査等の結果に基づく個別指導（親子面談）、健康結果に基づいた健康講話、栄養教室の実施）の実施等を介し、学校教育活動全体を通じた組織的な健康教育に取り組むことで、保健教育と保健管理の充実を図ります。

⑤ 特別な支援や配慮を要する子どもへの教育を推進する

障がいのある子どもたち一人一人の教育的なニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進します。あわせて、学校に適応しにくい子どもたちや、特別な支援・配慮を要する子どもたちに対応した教育を推進します。

【具体的な方針】

■ 特別支援教育の推進

発達障害を含む障がいのある子ども一人一人の教育的な要望を把握し、適切な支援を行うため、特別支援教育支援員の配置や、小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対する個別の教育支援や指導計画の作成等、継続した支援体制の整備に努めます。

■ 障がいのある子どもたちへの就学支援体制の充実

発達障害を含む障がいのある子どもたちに対する相談や、就学支援体制の整備を推進し、保育所（園）・認定こども園等の就学前教育機関との連携を密にするなど、就学前から特別な支援が必要な子どもに対する支援体制の充実に努めます。

■ 不登校等未然防止に向けた支援の充実

不登校の未然防止を図るため、各小・中学校に心のケア相談員を配置し、児童生徒の心のケアや教育機会の支援に努めます。

■ いじめ、暴力行為、少年非行等に対する取組の推進

いじめ問題については、いじめられた被害児童・生徒の立場に立ち、その未然防止、早期発見、対処に努めるとともに、重大事態発生時においても速やかに調査が行い、実態究明に努めることとします。なお、教育委員会、各学校ともに「いじめ防止基本方針」を定め、それに基づき組織的、機能的に問題解決に向けた取組のほか、関係機関と連携した対策に努めます。

暴力行為、少年非行等への対応については、少年補導や相談を実施します。さらに、問題行動を起こす児童・生徒への直接的な指導・支援を行う体制構築に努めます。

また、教育相談を必要とするすべての子どもたちが、適切な教育相談等を受けることができるよう、教育相談体制の整備・充実に努めます。

■ アレルギー等のある子どもたちへの支援の充実

子どもたちを取り巻く生活環境の変化や、疾病構造の変化などに伴って、アレルギー疾患（食物アレルギー等）を持つ子どもたちが増加しています。これらの疾患は、長期間にわたる管理を要する側面があるとともに、場合によっては、生命に関わるという側面もあるため、対象児童生徒の把握と対策に万全を尽くします。

基本的方向3 信頼される教育の環境

① 安全、安心で、質の高い教育を支える環境を整備する

子どもたちが安全・安心な空間で学び、快適な学校生活を送れるよう、教育施設の耐震化等整備促進とともに、設備や備品の充実を図るなど、教育の環境を整えます。また、「分かる授業」の実現や「確かな学力」の向上、事務体制の効率化や、学校における情報化の推進など、教育に関する豊かな研究成果の蓄積・活用に取り組みます。

【具体的な方針】

■ 教育施設の耐震化などの施設環境の整備

学校の基本的な教育環境を確保するため、認定こども園、小・中学校の教育施設の耐震化などの施設環境の整備を推進します。また、バリアフリー化などの施設環境の整備に努めます。

■ 教材・教具の整備の推進

学校の管理運営の充実を図るため、計画的な教材整備を推進します（認定こども園分拡充）。

■ 学校のICT環境の整備・充実

情報教育の推進を目指し、教育用コンピュータ、校内LANなどのICT環境の整備と、教材・情報の内容の利用等、教員がICTを活用する力の向上を支援することにより、校務の効率化を図ります。

■ 学校内外の安全確保

学校や通学（園）路等において、子どもたちが安全に登下校できるよう、交通安全指導等を徹底するとともに、地域のボランティアの養成や関係機関との連携による、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備を支援します。また、子ども自らが自分の身を守るための安全教育を実施します。併せて、事件・事故や自然災害から子どもの安全を確保するため、危機管理マニュアル等の整備はもとより、関係機関との連携強化による危機管理体制の強化を目指します。

また、児童生徒を対象とした防災教育等については、災害に適切に対応する能力の基礎を培うことを目的に、発達の段階を考慮しながら、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた防災教育等の展開に努めます。

◆ 防災教育重点事項

- 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対する、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択能力の向上
- 地震、台風の発生等に伴う危険に対する理解・予測、自らの安全を確保するための行動と、日常的な備えの励行
- 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識し、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できる人間性を養成

② 教育委員会の機能の充実を図る

教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力のもと、公正かつ適正に行われなければならないという教育基本法の趣旨にのっとり、教育委員会が、自らの責任を十分に果たし、住民の期待に応えつつ、教育委員会の機能発揮に向けた取組を推進します。

【具体的な方針】

■ 教育委員会の責任体制の明確化

独立の執行機関である教育委員会は、予算の編成・執行や条例提案など一部の事務を除き、事務権限を有するものの、教育委員会が管理・執行すべき事項を明確化し、責任体制の強化に努めます。また、教育委員については、地域住民の意思が反映できる機能・役割を発揮するため、資質向上に向けた自己研鑽に努めます。

■ 教育委員会の点検及び評価の実施

地域住民の意思の反映や議会による検証を可能とするために、教育委員会の会議や活動状況の公開、教育委員会における実施事業の点検及び評価などを実施します。

基本的方向 4 「学び」が生かせるまちづくり

① 生涯学習の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みをつくる

社会の急激な変化の中で、住民一人一人が、生涯にわたりいきいきと生活していくために、必要な知識・技能を身につけ、社会参加に必要な学習を行うなど、生涯学習に取り組むことの重要性が高まっています。そのため、住民のだれもが、いつでも、どこでもさまざまな学習機会を選択できるまちづくりを標榜し、学んだ知識・技能を地域で生かし、地域の課題解決に生かせるまちづくりを目指します。

【具体的な方針】

■ 生涯学習の推進

住民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、自ら行う「学び」を通じて、その成果を地域課題の解決に生かせるような、つながりをつくりだせる社会教育の推進に努めます。

具体的取組としては、活力ある地域コミュニティの形成に向けた人財の育成、一人一人の主体的な学習と社会参加の推進、社会教育推進のための基盤整備に努めます。

■ 公民館等を活用した地域の拠点づくりの推進

町内各地区公民館等の社会教育施設が、地域づくりの拠点として機能するように、地域住民の自主的な活動への支援を積極的に行い、地域の課題への対応と解決を図ります。

また、公民館職員は、地域でのコーディネーターとしての役割や自覚を持ち、公民館事業を通じて、地域リーダーやボランティア等を担う人材を養成し、学校支援活動、地域活動への参加を呼びかけ、公民館を核とした住民との協働によるまちづくり、地域づくりを目指します。

■ 生涯スポーツの推進

心と体の健康は、人々が生活するうえで最も重要かつ基本となるもので、健康の保持・増進に対する関心が年々高まっていることから、既存のスポーツ施設や自然、蓄積したノウハウを活用し、だれでも親しめるスポーツの振興を図り、環境整備はもとより、指導者の養成、スポーツ団体の育成等、住民の日常生活に根ざした生涯スポーツの推進に努めます。

具体的取組としては、町体育協会加盟団体の充実とリーダー養成に対する支援、主体的に活動する団体、サークルの育成によるスポーツ活動の支援、生涯スポーツの素地をつくる学校体育の支援、児童生徒の校外スポーツ活動に係る支援、誰もが親しめ、参加できる新スポーツ、軽スポーツの普及、一人一スポーツに向けての推進体制整備等々に努めます。

■ 文化芸術活動の推進

心豊かで充実した人生を過ごすため、感動や創造の喜びを体験することができる文化・芸術活動を奨励するとともに、住民に対し「場」、「機会」、「情報」の提供を行い、まち全体に文化的雰囲気

気が漂う環境づくりを推進します。

具体の取組としては、文化団体・サークルの活動支援、新しい文化、優れた文化・芸術に接する機会の拡充、芸術・文化活動の指導者の確保、各種関連機関との連携による住民の芸術・文化活動の支援、文化施設の充実と有効活用の推進等々に努めます。

■ 文化財の保護と活用の推進

歴史や風土の中で培われた貴重な文化財の保護を図るとともに、文化財の保存・管理や埋蔵文化財の保護・文化財の積極的な活用を進め、地域に根ざした文化財の保存・継承・活用に努めます。

具体の取組としては、当町の重要な文化財を棄損や消失（滅失）から防ぐため、町文化財指定を推進するとともに、毎年度定期調査を交え適切な保存・管理と調査に努めるとともに、埋蔵文化財等については包蔵地の適正な管理及び調査、研究体制の充実を図り、迅速かつ正確に情報発信します。

その他、伝統芸能、民族文化の継承活動の支援、ふるさとの歴史、史跡等を紹介できる人材の育成、国史跡種里城跡の調査活動の実施に努めます。

